

## 産業建設常任委員会審査概要報告書

委員長 横田 誠二

- I 開催年月日 令和元年 9 月 24 日（火）
- II 会議時間 午後 1 時 00 分～午後 2 時 32 分
- III 出席委員等
- |         |                |        |       |
|---------|----------------|--------|-------|
| 〔出席委員〕  | ◎横田 誠二         | ○筏井 哲治 | 高瀬 充子 |
|         | 高岡 宏和          | 酒井 善広  | 上田 武  |
|         | 福井 直樹          | 狩野 安郎  | 畠 起也  |
|         | (◎…委員長 ○…副委員長) |        |       |
| 〔議長〕    | 狩野 安郎（委員として出席） |        |       |
| 〔副議長〕   | 坂林 永喜          |        |       |
| 〔説明員〕   | 別紙名簿のとおり       |        |       |
| 〔委員外議員〕 | 角田 悠紀          | 林 貴文   | 中村 清志 |
|         | 金平 直巳          |        |       |
| 〔事務局職員〕 | 安東 浩志          | 松本 武司  | 室川 弘昭 |
|         | 六土 幸拓          |        |       |
| 〔傍聴者〕   | 1 名            |        |       |

### IV 審査の概要

#### 1 付託議案について

- 議案第 113 号 令和元年度高岡市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会所管分
- 議案第 124 号 高岡市公営バス条例の一部を改正する条例
- 議案第 125 号 高岡市集会所条例を廃止する条例
- 議案第 126 号 高岡市営駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議案第 127 号 高岡市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 128 号 高岡市基礎集落圏防雪センター条例を廃止する条例
- 議案第 129 号 高岡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第 133 号 高岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 134 号 高岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第 135 号 高岡市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 136 号 工事請負契約の締結について（（仮称）新防災センター A 棟新築工事）
- 議案第 137 号 工事請負契約の締結について（（仮称）新防災センター B 棟新築工事）
- 議案第 139 号 財産の処分について（土地）
- 議案第 140 号 財産の処分について（土地）

## 議案第 141 号 財産の処分について（土地）

以上、議案第 113 号のうち本委員会所管分は賛成多数で、議案第 124 号から議案第 129 号まで、議案第 133 号から議案第 137 号まで及び議案第 139 号から議案第 141 号までの 14 件は、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した。

〈 審査の過程における質疑等は次のとおり。 〉

（ 以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示 ）

### 【議案第 113 号のうち商業振興事業費について】

- 中心市街地賑わい創出開業支援事業において、4,700 万円が補正計上されているが、開業支援の具体的な用途は。
- △ 通常、開業支援制度は出店者と店舗所有者に対してそれぞれ 100 万円を上限として補助金を交付している。御旅屋セリオでの開業支援では、全体で 22 件分 4,700 万円の補助額を想定しており、そのうち 21 件については 1 件につき 200 万円、生鮮 3 品目を取り扱う 1 件分については補助率を嵩上げして 500 万円を支援することとしている。
- 中心市街地賑わい創出開業支援事業において、御旅屋セリオ内の公益施設開設に向けた調査、設計を行うとのことだが、その詳細は。
- △ 調査、設計費用では、子育て支援、創業・開業支援、市民間交流の場としてそれぞれの機能を設けるため、3 階から 5 階のフロア面積を基に金額を算出した。
- 入居支援をする場合、移転や改装等の費用が掛かるが、この制度の支援の範囲は。
- △ 入居支援には改装・改修と家賃補助があるが、今回、補正計上したのは、店舗の出店に係る改装・改修費のみである。通常の家賃補助の制度は、開業後概ね半年を経過してから補助金を交付するが、緊急性を鑑み、改装費のみを先んじて交付することとした。出店者、店舗所有者でそれぞれに掛かる改装・改修費用の上限を 100 万円として 1 件あたり 200 万円の改修費となっている。
- 御旅屋セリオ内へのテナントの開業支援事業補助金として 4,700 万円、3 階から 5 階フロアへの公益施設の導入に向けた、調査及び設計費として 2,325 万円を計上しているが、今後さらに予算を補正計上することはあるのか。
- △ 今後のテナントリーシング次第であるが、状況に応じて追加の補正予算の計上もあり得る。
- 商業振興事業費とプレミアム付商品券事業費の中に盛り込まれている委託料の具体的な内容は。
- △ 商業振興事業費は、御旅屋セリオ内への公益施設開設に向けた設計業務の委託に係るものであり、プレミアム付商品券事業費は、商品券の取扱いに関する事務の委託に係るものである。
- 中心市街地賑わい創出開業支援事業では、御旅屋セリオ内への公益施設開設に向けた調査、設計を各担当課で行わずに外部委託するとのことだが、その理由は。

- △ 委託料で御旅屋セリオの3階から5階の調査、設計を計上しているが、御旅屋セリオの全てのフロアを一体的に捉えて運用すべきと考えており、その観点に基づき産業振興部で一括して費用を計上した。これらについては一部外注が必要になると想定しており、今後関係各課と共に詳細を協議し、設計に入りたい。
- 御旅屋セリオの3階から5階を公益スペースとするとのことだが、財政危機の基で多額の税金投入を伴うことから、十分な民意の反映が必要と考えている。その手法として、パブリックコメントを行うべきと考えるが、見解は。
- △ 現在、御旅屋セリオでのアンケート調査や中心市街地賑わい創出会議などでも、いろいろと意見を伺っている。今後設計が完成し、さらに設置すべきものがあれば、然るべき処置を考えたい。
- 中心市街地賑わい創出会議やアンケートなどで意見を聞く他に、市民の意見を広く聞かないのか。
- △ 実際に施工の段階になれば、議会にもお諮りするほか、必要に応じて市民の意見を聞く機会を検討したい。
- イオンモール高岡と地元商店街の共存、共栄と言われているが、現実を見ればイオンモール高岡の一人勝ちの状態になっていると思う。今回の大和撤退が、その典型と思うが、見解は。
- △ ネットショッピングの利用や少子高齢化等の社会構造の大きな変化等が消費活動に影響していると考えており、社会全体で見ると、イオンモール高岡が一人勝ちとは言い切れないと考えている。
- ネット社会や少子高齢社会の影響だと言うが、現にイオンモールと中心市街地との落差が大きいと思う。大和の撤退は大型小売店舗に対する規制緩和が原因と考えている。今後営業時間や面積など規制を見直してイオンモール高岡に歯止めを掛けては。
- △ 人口減少、少子高齢化等の社会構造の変化やネット通販、また車社会の進展による路面店の郊外化、それに伴い既存商店街、小売店業を取り巻く環境は大きく変化したことは率直に認めなければならない。イオンモール高岡の増床に伴い、今後、県内外から誘客の促進が加速し、市内における消費拡大が期待されていることは評価すべきである。  
これからは地元産業との共存・共栄や観光振興の効果を中心市街地の活性化にどのように活かしていくかを考えなければいけない。その観点からも中心市街地の資源を有効に活用するということに全力を挙げるという考え方で、今後も進めていきたい。
- イオンモール高岡は地元雇用にどれだけ貢献しているのか。
- △ イオンモール高岡では、時給単価を都会並みの1,500円に設定しているが、人材の確保に苦戦していると聞いている。このことは本市だけではなく砺波市、南砺市、小矢部市、射水市においても類似の状況であり、これらの現状を踏まえると、イオンモール高岡には地元雇用の創出に十分配慮を頂いていると考えている。
- 平成30年度のオタヤ開発株式会社の収支決算額は。
- △ 平成30年度の決算数値は、オタヤ開発株式会社の売上高は7億5,600万円、売上

総利益は6億3,800万円。売上総利益から販売費及び一般管理費5億7,200万円を差し引き、営業利益は6,600万円となり、さらに営業外収支等を差し引いた当期純利益は26万円である。

- 今後もこれまでと同等の収支決算を見込めるか。
- △ オタヤ開発株式会社では、収支均衡を図るために、積極的なテナント誘致と可能な限りの維持管理及び経費節減に努めている。現在、今後のテナント誘致後も持続可能な経営になるようにオタヤ開発株式会社、経済界及び市当局で奮闘しているところである。
- 御旅屋セリオにおいて、これまでと同等の家賃収入が見込めないのではないか。そうなった場合の支援策は検討されているのか。
- △ 令和2年4月までは家賃収入が見込める。  
今後、御旅屋セリオをどうするかについては、撤退される大和に代わりオタヤ開発株式会社を中心に経済界や市当局を含め、テナント入居に全力を挙げているところである。御旅屋セリオへの今後の支援策としては、現在のテナントの誘致次第であり、また、テナントの入居が決定後もテナントのオープンまでに期間を要するため、その間について何らかの支援策が必要と考えている。
- 御旅屋セリオへの入居が決定後、店のオープンまでの間、テナントに対して何らかの支援策が必要とのことだが、その内容について大枠などを示すことはできないか。
- △ 今回の補正予算では、テナント誘致のインセンティブとして補助金を計上しており、追加の支援策についてはテナント入居の状況に応じて検討したい。今は全力を挙げてテナント誘致を進めているためご理解いただきたい。
- 中心市街地の住民においても、高齢化が進んでおり、御旅屋セリオに歯科や小児科、内科などの医療機関が入居することも望ましいと考えるが、見解は。
- △ まちなかに必要と思われるテナント候補については現在交渉に当たっているところであるが、中心市街地の住民にとって、薬局や医療機関は生活に欠かせないものである。

**【議案第113号のうちプレミアム付商品券事業費について】**

- プレミアム付商品券の支給対象を住民税非課税者及び子育て世帯に限定したことに対し、不公平という批判があるが、受け止めは。
- △ 消費税は直接税と違って累進課税でないことや、負担軽減の対策として住民税非課税者及び子育て世帯を対象とすることは、不公平というよりは、理に適っていると思っている。
- プレミアム付商品券を使用できる店舗は現在までに、何店舗の申し込みがあったのか。
- △ 登録店舗数は令和元年8月30日現在で市内に287店舗、9月末まで店舗登録の申込を受付けている。
- 消費税増税の対策としてプレミアム付商品券を発行し、経済の押し上げを図ることだが、本当にその効果があるのか疑問に思うが、見解は。

△ 消費税率を5%から8%に改正した際、駆け込み需要に伴う消費支出の反動減等が想定されておらず、増税後、一時経済力が低下し、なかなか回復に繋がらなかったとの検証結果が出ている。令和元年10月からの消費税率の改正時に同じ経済的影響が起きないように、様々な対策がとられている点に関しては前回の改正と異なり、一定の評価ができる。

【議案第113号のうち木造住宅耐震改修支援事業費について】

○ 木造住宅耐震改修支援事業費について、耐震改修を希望する方の増加に伴う補正予算が計上されているが、この事業の目的と平成30年度の支援実績及び増加の要因は。

△ 当該事業は、市民の生命や財産を保護することを目的として、耐震改修に掛かる費用の一部を補助するものであり、平成30年度の実績は2件であった。令和元年度に入り、耐震診断や耐震改修に対する問い合わせが増えており、補助額の拡充やこれまでの制度周知などが増加の要因であると考えている。

○ 様々な制度の周知を図ってきたことによって、平成30年度の実績で2件だったものが令和元年度に入り倍の件数になったと察するが、具体的にその結果に繋がった理由は。

△ 耐震改修に係る補助金額の上限を60万円から100万円に嵩上げしたことで、金額的にも利用者にとって魅力のある内容になったと捉えている。その他に、建物全体を改修すると、数百万円から数千万円掛かるようなものが、部分的な耐震改修が認められたことにより100万円や200万円で耐震改修ができるようになってきたことなどが件数の増加に繋がったと捉えている。

○ 耐震改修の前に、耐震検査を行うが、本市の耐震改修促進計画の中では、耐震の支援をする他、県では2千円から6千円の自己負担で耐震診断が行えるよう支援しているが、この支援の利用について、本市では何件の実績があったのか。

△ 県の耐震診断の支援事業については、市が窓口となって申請者に案内をしている。本市の令和元年4月から8月までの期間に行われた耐震診断の支援実績は24件である。耐震診断の結果で耐震改修を断念する方もいらっしゃるが、本市としても引き続き耐震改修に繋がるように取り組みたい。

○ 耐震改修促進計画の中で、自治会等の求めに応じて出前講座に出向くとされているが、この事業は危機管理と関連しているものと考えている。可能ならば、危機管理室と連携を取り、要望を受けて出向くのではなく、防災訓練で相談窓口を設置するなどして積極的に自治会等に対して耐震化の重要性を訴えていくことが大事だと思うが、見解は。

△ 危機管理室と何度も協議を重ねて当該計画を策定しており、危機管理室が実施する出前講座においても耐震改修について周知を依頼している。積極的に耐震化の重要性を自治会等に訴えていくべきとのことだが、自治会の数も多い中で、担当課が単独で出前講座を行うことは難しいため、今後は危機管理室との連携を図り周知に取り組みたい。

○ 2025年までに建築物の耐震化達成率90%に向けて引き続き努めていただきたい。

(要望)

- 県では、耐震診断・耐震改修の支援制度について、今後その上限や補助率の見直し、要件緩和等の予定はあるのか。
- △ 令和元年度から耐震改修の補助金額の上限を 60 万円から 100 万円に改定したばかりであり、今後の改定の予定について情報はない。

【議案第 126 号について】

- 中心市街地の状況変化に対応するため、御旅屋駐車場及びオタヤグリーンパーキングの料金改定を行うとのことだが、今回の料金改定でどのような効果を期待しているのか。
- △ 今回の料金改定案は、平成 28 年度と 29 年度に取り組んだ、1 時間以内を無料とする社会実験における問題点を改善するものであり、「中心市街地における滞在時間の延長」と「まちなかの回遊性の創出」などの効果を期待している。また、中心市街地やその周辺に散在する高岡大仏や古城公園、金屋町及び山町筋などを観光する際においても利用していただく取り組みを行うことで、観光面の新たな需要を掘り起こしたい。
- 料金改定後の市営駐車場の収支予測は。
- △ 平成 30 年度の決算では、料金収入が 8,800 万円、そのうちの約 6 割程度が御旅屋セリオによる収入が占めており、大和の利用者による料金収入を含めた額は約 5,200 万円である。その多くを占めていた大和が撤退となるとかなりの金額が失われることになるので、観光面の新たな需要も踏まえ、料金収入の喪失を今回の料金改定で埋めていきたい。具体的な収支予測については、計りかねるが、収支のバランスをとることも念頭に置き、支出の面にも注意を払っていきたい。また、御旅屋セリオのテナントリーシングにおいても料金改定を前面に押し出していただき、早く御旅屋セリオ内のテナントを埋めていただきたいと考えている。
- 駐車場の件についてはこれまでも問題になっている。民間駐車場はホテルニューオータニ周辺でも 1 時間から 2 時間あたり 100 円程の低い料金設定で努力している。市営駐車場は民間駐車場の経営を圧迫できないことは理解するが、定期駐車料金の 1 カ月（24 時間の利用）で 16,500 円の料金設定は高すぎる。御旅屋駐車場に関しては民間に売却することも検討すべきである。（要望）
- 高岡駅北地区の市営駐車場と民間駐車場の使用台数は。
- △ 駐車場の貸出形態は、一時間当たりの形態を決めて貸出すタイプ、升を固定し特定の人に貸出す月極めのタイプ、商店に付随する駐車場として、商店の方が利用する専用駐車場のタイプの 3 つに分かれており、市営駐車場は時間貸しの形態のみで運営している。令和元年 6 月 6 日に高岡駅北地区で箇所数や駐車台数を数えたところ、市営駐車場は 5 箇所、1,310 台、民間の時間貸し駐車場は 23 箇所、839 台であった。
- 市営駐車場の料金改定により、民間駐車場の経営を圧迫すると考えるが、民間駐車場との連携についてどのように考えているのか。
- △ 市営駐車場を 1 時間無料にすると 2 時間までの利用では市営駐車場の方が安く、

2時間を超える利用については民間駐車場の平均料金の方が安くなる。今回の料金改定については、民間駐車場との料金格差も考慮し、民間駐車場の平均に近い料金を設定することとした。また、大和の撤退により、駐車場利用の減少が想定されることから、民間、市営両方が連携し、まちなかに人を呼び込み、利用の促進を図っていきたい。

【議案第 129 号について】

- 特定公共賃貸住宅エルパセオハイツは全 55 室のうち、現在空き室は何室あるのか。
- △ 現在、空き室は 24 室ある。
- 特定公共賃貸住宅エルパセオハイツは収入に応じた家賃設定を行うため、家賃の最低価格も高額である。これまでに一番高い家賃設定が 7 万円から 8 万円だったこともあり、何度か家賃設定を下げた経緯があったと記憶しているが、現在、最も多い入居者の家賃の価格帯は。
- △ 5 万円程度である。
- 現在、31 件の入居者が全体の共益費を負担しているのか。または、市が空き室分の共益費を負担しているのか。
- △ 55 室のうち 31 件の入居者に全体の共益費を負担していただいている。
- 単身世帯も入居できるよう、条例改正することだが、高額な家賃設定や共益費、駐車場代などを見直さなければ入居者の増加は見込めないと考えるが、見解は。
- △ 公共施設再編の観点を含め、今回の条例改正を足掛かりとして市場調査を進め、家賃などの入居者の負担等について見直しを検討していきたい。
- 特定公共賃貸住宅エルパセオハイツについては、減価償却も終えていれば買い手はつくと思うので、民間に売却することも検討していただきたい。（要望）

【議案第 139 号から議案第 141 号について】

- IC パーク高岡の分譲によって、市内の雇用増加の見通しはあるのか。
- △ 新規雇用については 3 社合計で約 15 名程度と聞いている。実際に立地された際に申請いただく雇用奨励助成金の申請については、高岡市に住所を有する新規雇用者の人数に応じた交付を行っているものの、分譲の申し込み時点については、市内雇用を要件としていないため、その新規雇用に占める市内雇用の数は不明である。

〔討論〕

（議案第 113 号のうち本委員会所管分に反対の立場から）

政府の消費税率を 10% とする増税の対策として、プレミアム付商品券事業費が盛り込まれているが、対象となる子育て世帯の子どもは平成 28 年 4 月 2 日から令和元年 9 月 30 日までに生まれた子どもとなっている。平成 28 年 4 月 1 日以前や令和元年 10 月 1 日以降に生まれた子どもの世帯は対象とならず、生まれた瞬間から不公平にさらされることになる。また、現金で買う分が商品券に置き換わるだけで消費拡大の効果は疑問に思う。深刻な不況が進む中、このまま消費税率の引き上げが実施されれば、地域経済をさらに疲弊させ、消費は冷え込み大打撃になる。消費税

増税に頼らず税金を優遇されている富裕層と大企業に応分の負担を求めれば財源は生まれると考える。今からでも消費税率を 10%とする増税の中止を国に要請すべきである。

## 2 閉会中の継続審査について

本委員会の所管事項について、閉会中も継続して調査する必要があるため、会議規則第 104 条の規定により、委員長から議長に継続審査を申し出ることとした。

## 3 その他

### ○ 次回の常任委員会の開催について

10 月 21 日（月）午前 10 時に開催することが報告された。

〈 委員から次の質疑等があった。 〉

### 【ブロック塀の補修に係る支援について】

○ 県では、ブロック塀の安全対策について利子補給制度を設けているが、利子補給だけではなかなか安全対策が進まないと思う。市においても支援制度を作るべきと考えるが、見解は。

△ ブロック塀については、平成 30 年度に県で利子補給の制度を設けており、本市としては県が実施する利子補給の制度の周知に取り組んでいるところである。市独自の制度設計については、現時点では考えていないが、今後も全国の他自治体の動向に注視していきたい。

○ 市民からブロック塀の危険箇所について指摘があると聞いている。堺市や京都市、横浜市などではブロック塀の改修に補助をされており、本市においても補助制度の導入を検討していただきたい。（要望）

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。 〉

### 〔産業振興部〕

(1) 第 30 回万葉集全 20 巻朗唱の会について

(2) 令和元年福岡町つくりもんまつりについて

### 【万葉まつりの台風対策について】

○ 中田のかかしまつりなどに足を運んだが、台風接近に伴う強風で早い時間帯に露店が閉まっていた。万葉まつりの日に台風が接近した場合等、悪天候を想定した対策は立てているのか。

△ 平成 30 年の万葉まつりでは、2 日目が台風だったが、急遽会場を水上のステージから市民体育館の中に移し、祭りを続行した。これらのことも踏まえ、令和元年度も気象情報等に注意を払い、台風や大雨を想定し無事遂行できるように進めていきたい。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

産業建設常任委員会 当局説明員（３０名）

|                        |         |               |           |
|------------------------|---------|---------------|-----------|
| 産業振興部長                 | 川 尻 光 浩 | 都市創造部長        | 堀 英 人     |
| 産業振興部次長<br>参事          | 渡 辺 朋 洋 | 都市創造部次長       | 根 上 幹 雄   |
| 産業企画課長                 | 新 保 貴 之 | 都市創造部参事（兼務）   | 渡 辺 朋 洋   |
| 商業雇用課長                 | 表 野 勝 之 | 都市計画課長        | 久 郷 聡     |
| 観光交流課長                 | 長 井 剛 志 | 花と緑の課長        | 有 栖 友 広   |
| 農業水産課長                 | 須 田 稔 彦 | 道路整備課長        | 橘 茂 徳     |
| 農地林務課長                 | 川 渕 利 直 | 土木維持課長        | 広 田 利 和   |
| みなと振興課長                | 中 出 裕 嗣 | 建築政策課長        | 日 名 田 尚 明 |
|                        |         | 営繕課長          | 小 泉 和 浩   |
| 農業委員会事務局長              | 笹 島 永 吉 |               |           |
|                        |         | 上下水道事業管理者     | 黒 木 克 昌   |
| 福岡総合行政センター所長           | 柴 田 文 夫 | 上下水道局次長       | 嘉 信 和 昭   |
| 福岡総合行政センター次長<br>地域振興課長 | 末 坂 進   | 上下水道局次長<br>参事 | 浜 谷 圭 一   |
| 産業建設課長                 | 堂 田 康 弘 | 上下水道局参事       | 炭 谷 信 之   |
| 福岡まちづくり推進室長            | 池 田 政 弘 | 総務課長          | 五 十 里 康 夫 |
|                        |         | 営業課長          | 宮 田 修 司   |
|                        |         | 水道工務課長        | 寺 井 義 則   |
|                        |         | 下水道工務課長       | 熊 本 敬 二   |
|                        |         | 施設維持課長        | 島 信 治     |